

議案第85号

権利の放棄及び和解について

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

1 放棄する権利及び和解の概要

(1) 放棄する権利及び和解の内容

平成19年1月19日奈良地方裁判所平成17年（ワ）第[]号売買代金請求事件判決（平成19年2月9日確定）で認容された請求権のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するもの

(2) 放棄する権利の金額

平成8年1月1日から平成24年5月10日までの期間による遅延損害金3,900,121円の2分の1の金額1,950,060円及び議決の日の翌日から和解成立後の支払があった日までの遅延損害金

2 相手方

[]
[]

3 放棄及び和解の理由

御経野地区環境改善事業の早期終結を図るため、同事業に係る他の土地売買における分割返済利息の率、相手方からの減額理由書による本件事実を知らなかったとされる期間等を考慮し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解するもの

和解条項（案）

- 1 [REDACTED]（以下「相続人」という。）は、天理市（以下「市」という。）に対し、奈良地方裁判所平成17年（ワ）第 [REDACTED] 号売買代金請求事件の判決正本に基づく、[REDACTED]の市に対する売買代金について、相続人が全てを相続したことによる売買代金債務として、土地代4,768,496円及び平成8年1月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務のあることを認める。
- 2 相続人は、市に対し減額理由書を提出し、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決をもって、市は、遅延損害金のうち、平成8年1月1日から平成24年5月10日までの遅延損害金の2分の1の1,950,060円を減額する。また、議決の日の翌日から平成29年3月31日までの遅延損害金を免除するものとする。
- 3 相続人は、市に対し、売買代金として土地代金4,768,496円、遅延損害金として平成8年1月1日から平成24年5月10日までの遅延損害金1,950,061円及び平成24年5月11日から議決の日までの遅延損害金を平成29年3月31日までに、市の発行する納入通知書により、その指定する場所において一括で支払う。ただし、上記期限までに支払がない場合は、遅延損害金の減額等は認めない。
- 4 相続人が、市に対し、前項の金員を支払ったときは、本件土地につき、本件土地の所有権は相続人に移転し、市は相続人に対して速やかに平成7年12月31日売買を原因とする所有権移転登記手続を行うものとする。なお、登記手続費用は、相続人の負担とする。
- 5 市及び相続人との間には、本件に関しこの和解条項に定めるもののほかに債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 和解費用及び裁判費用は、各自の負担とする。

物件目録

所在 奈良県天理市

地番

地目 宅地

地積 194.6 m²